

デリバティブ市場の統合に伴う「業務方法書」等の一部改正について

1. 改正趣旨

平成26年3月24日に株式会社東京証券取引所のデリバティブ市場が株式会社大阪証券取引所のデリバティブ市場に統合されることに伴い、先物取引に係る清算値段・清算数値及びオプション取引に係る清算価格の定め方並びに緊急取引証拠金の発動時の取扱い等を整理することとし、業務方法書等について、所要の改正を行う。

2. 改正概要

(備 考)

(1) 清算基金の日中預託

- ・ 清算基金の追加預託を行わせる場合の通知時限を、その日の午前11時35分以降から午前11時以降に変更する。
- ・ 清算基金の日中預託の発動に係る判定時刻を、午前11時に統一する。

- ・ 業務方法書第17条第3項
- ・ 業務方法書の取扱い第7条の2

(2) 緊急取引証拠金の発動要件

- ・ 緊急取引証拠金の発動要件を、国債証券先物取引の相場が午前立会において当社が定める基準を超えて変動した場合又は指数先物取引の相場が午前11時において当社が定める基準を超えて変動した場合とする。

- ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第21条第1項、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第3条第1項第2号

(3) 緊急取引証拠金所要額

- ・ 有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引について、その日の午前11時を緊急取引証拠金所要額の要素であるリスク再計算額の計算時点とする。
- ・ 指数先物取引、有価証券オプション取引及び指数オプション取引について、その取引日の午前11時までに行われた取引を緊急取引証拠金所要額の要素である先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額の計算対象とする。

- ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第22条第1号
- ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第22条第2号及び第3号

(4) 指定市場開設者の名称変更

- ・ 株式会社大阪証券取引所の商号変更に伴い、当社が指定する指定市場開設者の名称を株式会社大阪取引所に変更する。

- ・ 業務方法書の取扱い第2条第1項第2号

(5) 先物取引の清算数値

- ・ 配当指数先物取引を除く指数先物取引の清算数値の設定方法を、大証に上場する先物取引に適用している清算数値の設定方法に統一する。

・ 業務方法書の取扱い第20条の8及び別表第2

(6) オプション取引に係る清算価格

- ・ オプション取引に係る清算価格の設定方法を、大証に上場するオプション取引に適用している清算価格の設定方法に統一する。

・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第2条及び別表

(7) 手数料

- ・ CNX Nifty先物取引の清算手数料について、引受債務については1取引単位につき5円、最終決済に係る数量については1取引単位につき45円とする。

・ 手数料に関する規則第2条第2項及び別表

(8) その他

- ・ その他、デリバティブ市場の統合や大証に上場するCNX Nifty先物取引の取扱い開始等に伴う所要の規定整備及び用語の整理等を行う。

3. 施行日

平成26年3月24日から施行する。ただし、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年3月24日以後の当社が定める日から施行する。

以 上

デリバティブ市場の統合に伴う業務方法書等の一部改正

目 次

	(ページ)
1 業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	12
3 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	18
4 手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	31
5 清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	39
6 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正 新旧対照表	41

1. 業務方法書

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
(清算資格の区分の変更) 第10条の2 第6条第1項、第2項、第4項及び第5項、第7条、第9条、第23条第2項並びに第26条の規定は、清算参加者がその有する清算資格の区分を変更する場合について準用する。この場合において、第6条第1項、第2項及び第4項中「清算資格の取得」とあるのは「清算資格の区分の変更」と、同項、第7条及び第9条中「清算資格の取得申請者」とあるのは「清算資格の区分の変更申請者」と、第6条第5項及び第7条第1項第2号中「清算資格を取得すべき期日」とあるのは「清算資格の区分を変更すべき期日」と、第9条第1項中「清算資格を付与する」とあるのは「清算資格の区分を変更する」と、同条第2項中「清算資格を付与したとき」とあるのは「清算資格の区分を変更したとき」と、第23条第2項中「喪失申請」とあるのは「自社清算資格への区分の変更申請」と、第26条中「喪失」とあるのは「区分変更」と、それぞれ読み替えるものとする。 (清算基金の日中預託) 第17条 清算参加者は、現物清算資格に係る取引の相場が<u>日中立会</u>において大幅に変動した場合として当社が定める場合に該当した場合その他当社が必要と認めた場合において、当社に預託している現物・先物・オプション清算基金が当社が規則により定める現物・先物・オプション清算基金所要額（日中算出分）に満たないときは、その不足額以上の額を、現物・先物・オプション清算基金として、その日の午後4時までに当社に追加預託しなければならない。 2 (略) 3 当社は、第1項の規定により現物・先物・オプション清算基金の追加預託を行わせる場合には、その	(清算資格の区分の変更) 第10条の2 第6条第1項、第2項、第4項及び第5項、第7条、第9条、第23条第2項並びに第26条の規定は、清算参加者がその有する清算資格の区分を変更する場合について準用する。この場合において、第6条第1項、第2項及び第4項中「清算資格の取得」とあるのは「清算資格の区分の変更」と、同項、第7条及び第9条中「清算資格の取得申請者」とあるのは「清算資格の区分の変更申請者」と、第6条第5項及び第7条第1項第2号中「清算資格を取得すべき期日」とあるのは「清算資格の区分を変更すべき期日」と、第9条中「清算資格を付与」とあるのは「清算資格の区分を変更」と、第23条第2項中「喪失申請」とあるのは「自社清算資格への区分の変更申請」と、第26条中「喪失」とあるのは「区分変更」と、それぞれ読み替えるものとする。 (清算基金の日中預託) 第17条 清算参加者は、現物清算資格に係る取引の相場が<u>午前立会</u>において大幅に変動した場合として当社が定める場合に該当した場合その他当社が必要と認めた場合において、当社に預託している現物・先物・オプション清算基金が当社が規則により定める現物・先物・オプション清算基金所要額（日中算出分）に満たないときは、その不足額以上の額を、現物・先物・オプション清算基金として、その日の午後4時までに当社に追加預託しなければならない。 2 (略) 3 当社は、第1項の規定により現物・先物・オプション清算基金の追加預託を行わせる場合には、その

1. 業務方法書

旨を、その日の<u>午前 1 1 時</u>以降速やかに清算参加者に通知する。	旨を、その日の<u>午前 1 1 時 3 5 分</u>以降速やかに清算参加者に通知する。
(金融商品取引業者等に該当しないこととなった清算参加者に対する措置)	(金融商品取引業者等に該当しないこととなった清算参加者に対する措置)
第 3 3 条 清算参加者は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、清算資格を喪失する。	第 3 3 条 清算参加者は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、清算資格を喪失する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) F X 清算参加者が、法第 2 8 条第 2 項第 3 号に掲げる行為に係る業務の登録(取引所 F X 取引の委託を<u>受ける者であるときは</u>、当該業務及び同条第 5 項に掲げる行為に係る業務の登録)を受けた金融商品取引業者及び登録金融機関のいずれにも該当しないこととなること。	(2) F X 清算参加者が、法第 2 8 条第 2 項第 3 号に掲げる行為に係る業務の登録(取引所 F X 取引の委託を<u>受けようとするときにあつては</u>、当該業務及び同条第 5 項に掲げる行為に係る業務の登録)を受けた金融商品取引業者及び登録金融機関のいずれにも該当しないこととなること。
(3) (略)	(3) (略)
(権利行使の申告)	(権利行使の申告)
第 7 3 条の 4 (略)	第 7 3 条の 4 (略)
2 (略)	2 (略)
3 権利行使日(指定市場開設者が定める有価証券オプション取引の権利行使日をいう。以下この節において同じ。)において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の前 2 項に規定する当社が定める時限までに<u>前 2 項</u>の権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。	3 権利行使日(指定市場開設者が定める有価証券オプション取引の権利行使日をいう。以下この節において同じ。)において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の前 2 項に規定する当社が定める時限までに<u>同項</u>の権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。
(1) ・ (2) (略)	(1) ・ (2) (略)
4 ～ 7 (略)	4 ～ 7 (略)
(権利行使の割当て)	(権利行使の割当て)
第 7 3 条の 5 (略)	第 7 3 条の 5 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定により <u>清算取次売建玉</u> に対する割当	3 前項の規定により <u>清算取次ぎ売建玉</u> に対する割

1. 業務方法書

てに係る通知を受けた指数先物等清算参加者は、当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者それぞれに対して、当該割当てに係る数量を顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して通知するものとする。	当てに係る通知を受けた指数先物等清算参加者は、当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者それぞれに対して、当該割当てに係る数量を顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して通知するものとする。
4・5 (略)	4・5 (略)
(オプション清算値段の算出が不能等の場合の責任の所在)	(オプション清算値段の算出が不能等の場合の責任の所在)
第73条の5の2 指数先物等清算参加者は、オプション清算値段の算出の不能、遅延若しくは誤り又は変更により損害を被った場合においても、当社及び第73条の4第5項の<u>指定市場開設者</u>に対してその損害の賠償請求をすることができない。	第73条の5の2 指数先物等清算参加者は、オプション清算値段の算出の不能、遅延若しくは誤り又は変更により損害を被った場合においても、当社及び第73条の4第5項の<u>指定市場</u>に対してその損害の賠償請求をすることができない。
(清算値段)	(清算値段)
第73条の7 当社は、取引日（指定市場開設者が国債証券先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）ごとに、国債証券先物取引の各限月取引について、当社の定めるところにより、清算値段（<u>指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るMini取引にあつては、清算数値。</u>以下この節において同じ。）を定める。	第73条の7 当社は、取引日（指定市場開設者が国債証券先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）ごとに、国債証券先物取引の各限月取引について、当社の定めるところにより、清算値段を定める。
(約定値段と清算値段との差額の授受)	(約定値段と清算値段との差額の授受)
第73条の8 国債証券先物取引における約定値段（<u>指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るMini取引にあつては、約定数値。</u>以下この節において同じ。）と当該取引契約締結を行った取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時まで、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後	第73条の8 国債証券先物取引における約定値段と当該<u>売買契約締結</u>を行った取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時まで、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

1. 業務方法書

2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。 (最終決済に伴う金銭の授受) 第73条の9の2 <u>Mini取引</u> (指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る<u>Mini取引</u>をいう。以下この条において同じ。)に係る最終決済 (指定市場開設者が定める<u>Mini取引</u>における最終決済をいう。)において、<u>最終清算数値</u> (指定市場開設者が定める<u>最終清算数値</u>をいう。)と取引最終日 (指定市場開設者が<u>Mini取引</u>に関し定める取引最終日をいう。)の<u>清算数値</u>とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を最終決済期日 (指定市場開設者が定める<u>Mini取引</u>における最終決済期日をいう。)において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。	(最終決済に伴う金銭の授受) 第73条の9の2 <u>ミニ取引</u> (指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る<u>ミニ取引</u>をいう。以下この条において同じ。)に係る最終決済 (指定市場開設者が定める<u>ミニ取引</u>における最終決済をいう。)において、<u>最終清算値段</u> (指定市場開設者が定める<u>最終清算値段</u>をいう。)と取引最終日 (指定市場開設者が<u>ミニ取引</u>に関し定める取引最終日をいう。)の<u>清算値段</u>とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を最終決済期日 (指定市場開設者が定める<u>ミニ取引</u>における最終決済期日をいう。)において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。
(経過利子の取扱い) 第73条の10 受渡決済 (指定市場開設者が定める<u>Large取引</u> (指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る<u>Large取引</u>をいう。以下この項において同じ。)に係る受渡決済をいう。以下同じ。)における経過利子 (指定市場開設者が<u>Large取引</u>について定める経過利子をいう。以下この節において同じ。)の課税扱いと非課税扱いの取扱いの区分は、国債先物等清算参加者からの申告に基づき当社が定めるものとする。この場合において、各国債先物等清算参加者からの申告を集計した結果、経過利子を非課税扱いとする最終総売建玉 (取引最終日 (指定市場開設者が<u>Large取引</u>に関し定める取引最終日をいう。以下この項において同じ。)ま	(経過利子の取扱い) 第73条の10 受渡決済 (指定市場開設者が定める<u>ラージ取引</u> (指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る<u>ラージ取引</u>をいう。以下この項において同じ。)に係る受渡決済をいう。以下同じ。)における経過利子 (指定市場開設者が<u>ラージ取引</u>について定める経過利子をいう。以下この節において同じ。)の課税扱いと非課税扱いの取扱いの区分は、国債先物等清算参加者からの申告に基づき当社が定めるものとする。この場合において、各国債先物等清算参加者からの申告を集計した結果、経過利子を非課税扱いとする最終総売建玉 (取引最終日 (指定市場開設者が<u>ラージ取引</u>に関し定める取引最終日をいう。以下この項において同じ。)までの間に買戻し

1. 業務方法書

での間に買戻しがされなかった売建玉（以下「最終売建玉」という。）を<u>L a r g e</u>取引の各限月取引について合計した数量をいう。）と最終総買建玉（取引最終日までの間に転売がされなかった買建玉（以下「最終買建玉」という。）を<u>L a r g e</u>取引の各限月取引について合計した数量をいう。）が一致しない場合には、当社は、その一致しない数量について、当社が別に定めるところにより指定する国債先物等清算参加者の非課税扱いに係る最終売建玉又は最終買建玉の全部又は一部の経過利子の取扱いを課税扱いに変更する。	がされなかった売建玉（以下「最終売建玉」という。）を<u>ラージ取引</u>の各限月取引について合計した数量をいう。）と最終総買建玉（取引最終日までの間に転売がされなかった買建玉（以下「最終買建玉」という。）を<u>ラージ取引</u>の各限月取引について合計した数量をいう。）が一致しない場合には、当社は、その一致しない数量について、当社が別に定めるところにより指定する国債先物等清算参加者の非課税扱いに係る最終売建玉又は最終買建玉の全部又は一部の経過利子の取扱いを課税扱いに変更する。
2 （略）	2 （略）
（権利行使対象先物限月取引の清算値段の算出が不能等の場合の責任の所在）	（権利行使対象先物限月取引の清算値段の算出が不能等の場合の責任の所在）
第73条の19の2 国債先物等清算参加者は、権利行使対象先物限月取引の清算値段の算出の不能、遅延若しくは誤り又は変更により損害を被った場合においても、当社及び第3条第2項第3号の<u>指定金融商品市場</u>を開設する指定市場開設者に対してその損害の賠償請求をすることができない。	第73条の19の2 国債先物等清算参加者は、権利行使対象先物限月取引の清算値段の算出の不能、遅延若しくは誤り又は変更により損害を被った場合においても、当社及び第3条第2項第3号の<u>金融商品市場</u>を開設する指定市場開設者に対してその損害の賠償請求をすることができない。
（<u>清算数値</u>）	（<u>清算指数</u>）
第73条の21 当社は、取引日（指定市場開設者が指数先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）ごとに、指数先物取引の各限月取引について、当社が定めるところにより、<u>清算数値</u>を定める。	第73条の21 当社は、取引日（指定市場開設者が指数先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）ごとに、指数先物取引の各限月取引について、当社が定めるところにより、<u>清算指数</u>を定める。
（<u>約定数値</u>と<u>清算数値</u>との差に相当する金銭の授受）	（<u>約定指数</u>と<u>清算指数</u>との差に相当する金銭の授受）
第73条の22 指数先物取引における<u>約定数値</u>（指定市場開設者が定める約定数値をいう。以下同じ。）と当該取引契約締結を行った取引日の<u>清算数値</u>とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものと	第73条の22 指数先物取引における<u>約定指数</u>（指定市場開設者が定める約定指数又は約定数値をいう。以下同じ。）と当該取引契約締結を行った取引日の<u>清算指数</u>とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で

1. 業務方法書

する。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時まで、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。 (清算数値間の差に相当する金銭の授受) 第73条の23 当該取引日の<u>清算数値</u>と前取引日の<u>清算数値</u>とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時まで、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。 (最終決済に伴う金銭の授受) 第73条の24 指数先物取引における最終決済(指定市場開設者が定める指数先物取引における最終決済をいう。)において、<u>最終清算数値</u>(指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。次条において同じ。)と取引最終日(指定市場開設者が指数先物取引に関し定める取引最終日をいう。)の<u>清算数値</u>とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済期日(指定市場開設者が定める指数先物取引における最終決済期日をいう。)において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時まで、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。	授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時まで、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。 (清算指数間の差に相当する金銭の授受) 第73条の23 当該取引日の<u>清算指数</u>と前取引日の<u>清算指数</u>とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時まで、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。 (最終決済に伴う金銭の授受) 第73条の24 指数先物取引における最終決済(指定市場開設者が定める指数先物取引における最終決済をいう。)において、<u>最終清算指数又は最終清算数値</u>(指定市場開設者が定める最終清算指数又は最終清算数値をいう。次条において同じ。)と取引最終日(指定市場開設者が指数先物取引に関し定める取引最終日をいう。)の<u>清算指数</u>とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済期日(指定市場開設者が定める指数先物取引における最終決済期日をいう。)において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時まで、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。
--	---

1. 業務方法書

(指数の算出が不能等の場合の責任の所在) 第73条の25 指数先物等清算参加者は、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は<u>最終清算数値</u>の変更により損害を被った場合においても、当社、指定市場開設者及び指数の算出者（当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償請求をすることができない。 (権利行使の申告) 第73条の28 (略) 2 (略) 3 指数先物等清算参加者は、権利行使日（指定市場開設者が定める指数オプション取引の権利行使日をいう。以下この節において同じ。）において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、前2項の権利行使の申告を行うことができないものとする。 (1) 指数プットオプションについては、権利行使価格が<u>オプション清算数値</u>（指定市場開設者が定めるオプション清算数値をいう。以下この節において同じ。）以下である場合 (2) 指数コールオプションについては、権利行使価格が<u>オプション清算数値</u>以上である場合 4 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項又は第2項に規定する当社が定める時限までに権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。 (1) 指数プットオプションについては、権利行	(指数の算出が不能等の場合の責任の所在) 第73条の25 指数先物等清算参加者は、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は<u>最終清算指数</u>の変更により損害を被った場合においても、当社、指定市場開設者及び指数の算出者（当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償請求をすることができない。 (権利行使の申告) 第73条の28 (略) 2 (略) 3 指数先物等清算参加者は、権利行使日（指定市場開設者が定める指数オプション取引の権利行使日をいう。以下この節において同じ。）において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、前2項の権利行使の申告を行うことができないものとする。 (1) 指数プットオプションについては、権利行使価格が<u>オプション清算指数</u>（指定市場開設者が定める<u>オプション清算指数又はオプション清算数値</u>をいう。以下この節において同じ。）の数値以下である場合 (2) 指数コールオプションについては、権利行使価格が<u>オプション清算指数の数値</u>以上である場合 4 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項又は第2項に規定する当社が定める時限までに権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。 (1) 指数プットオプションについては、権利行
--	--

1. 業務方法書

使価格が<u>オプション清算数値</u>を上回っている場合 (2) 指数コールオプションについては、権利行使価格が<u>オプション清算数値</u>を下回っている場合 5 (略) (権利行使に係る決済のための金銭の授受) 第73条の30 指数オプション取引における権利行使が行われたときは、指数先物等清算参加者は、権利行使価格と<u>オプション清算数値</u>との差に相当する金銭を権利行使が行われた日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。 (指数の算出が不能等の場合の責任の所在) 第73条の31 指数先物等清算参加者は、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は<u>オプション清算数値</u>の変更により損害を被った場合においても、当社、指定市場開設者及び指数の算出者（当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償請求をすることができない。 (建玉の申告) 第73条の32 FX清算参加者は、対象金融指標（指定市場開設者（第3条第2項第11号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。）が定める対象金融指標をいう。以下この節において同じ。）ごとに、取引所FX取引に係る買建玉（清算取次買建玉を除く。）及び売建玉（清算取次売建玉を除く。）を、顧客の委	使価格が<u>オプション清算指数の数値</u>を上回っている場合 (2) 指数コールオプションについては、権利行使価格が<u>オプション清算指数の数値</u>を下回っている場合 5 (略) (権利行使に係る決済のための金銭の授受) 第73条の30 指数オプション取引における権利行使が行われたときは、指数先物等清算参加者は、権利行使価格と<u>その日のオプション清算指数</u>との差に相当する金銭を権利行使が行われた日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。 (指数の算出が不能等の場合の責任の所在) 第73条の31 指数先物等清算参加者は、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は<u>オプション清算指数</u>の変更により損害を被った場合においても、当社、指定市場開設者及び指数の算出者（当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償請求をすることができない。 (建玉の申告) 第73条の32 FX清算参加者は、対象金融指標（指定市場開設者（第3条第2号第11号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。）が定める対象金融指標をいう。以下この節において同じ。）ごとに、取引所FX取引に係る買建玉（清算取次買建玉を除く。）及び売建玉（清算取次売建玉を除く。）を、顧客の委
--	--

1. 業務方法書

託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。ただし、転売又は買戻しをした場合には、当該転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、減じて得た数量を申告するものとする。	託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。ただし、転売又は買戻しをした場合には、当該転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、減じて得た数量を申告するものとする。
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(取引所 F X 取引について授受する金銭の額及び授受の方法)	(取引所 F X 取引について授受する金銭の額及び授受の方法)
第 7 3 条の 4 1 第 7 3 条の 3 4 から第 7 3 条の 3 8 までの規定により授受する金銭の額は、同一 F X 清算参加者の預り目的 (取引所 F X 取引に係る取引証拠金等に関する規則第 1 9 条第 1 項に規定する取引証拠金の区分をいう。以下同じ。) ごとに、<u>当該 F X 清算参加者の総支払金額と総受入金額の差引額</u>とする。	第 7 3 条の 4 1 第 7 3 条の 3 4 から第 7 3 条の 3 8 までの規定により授受する金銭の額は、同一 F X 清算参加者の預り目的 (取引所 F X 取引に係る取引証拠金等に関する規則第 1 9 条第 1 項に規定する取引証拠金の区分をいう。以下同じ。) ごとに、<u>当該清算参加者の総支払金額と総受入金額の差引額</u>とする。
2 (略)	2 (略)
(建玉の移管)	(建玉の移管)
第 7 3 条の 4 4 (略)	第 7 3 条の 4 4 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第 3 条第 2 項第 3 号及び第 5 号に掲げる清算対象取引に係る建玉の移管は、当該建玉の移管が行われる日の前日に終了する取引日 (指定市場開設者が先物・オプション取引に関し定める取引日をいう。以下同じ。) における各限月取引の清算値段又は<u>清算数値</u>を約定値段又は<u>約定数値</u>として行われるものとする。	4 第 3 条第 2 項第 3 号及び第 5 号に掲げる清算対象取引に係る建玉の移管は、当該建玉の移管が行われる日の前日に終了する取引日 (指定市場開設者が先物・オプション取引に関し定める取引日をいう。以下同じ。) における各限月取引の清算値段又は<u>清算指数</u>を約定値段又は<u>約定指数</u>として行われるものとする。
5 (略)	5 (略)
(国債証券先物取引の決済物件の変更等)	(国債証券先物取引の決済物件の変更等)
第 8 3 条の 2 当社は、建玉の状況等から受渡決済が困難であると認める場合は、<u>L a r g e 取引</u> (第 7 3 条の 1 0 第 1 項に定める <u>L a r g e 取引</u> をいう。) における当社と清算参加者の間の決済物件の	第 8 3 条の 2 当社は、建玉の状況等から受渡決済が困難であると認める場合は、<u>ラージ取引</u> (第 7 3 条の 1 0 第 1 項に定める <u>ラージ取引</u> をいう。) における当社と清算参加者の間の決済物件の変更又は受

1. 業務方法書

変更又は受渡決済期日の変更に関する措置を行うことができる。 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年3月24日以後の当社が定める日から施行する。	渡決済期日の変更に関する措置を行うことができる。
--	---------------------------------

2. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額) 第4条 自己分の取引証拠金所要額は、自己分のSPA N証拠金額から自己分のネット・オプション価値の総 額を差し引いて得た額とする。この場合において、こ れらの用語の意義は、次の各号に定めるところによ る。 (1) (略) (2) 自己分のネット・オプション価値の総額 次のa又はbに掲げる自己分の買オプション価 値の総額から自己分の売オプション価値の総額を 差し引いて得た額をいう。 a 自己分の買オプション価値の総額は、取引参加 者の自己の計算による買建玉が売建玉を上回る オプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の (a) から (c) までは定めるところにより算出 した額の合計額とする。 (a) 有価証券オプション取引については、取 引参加者の自己の計算による買超数量(買建玉 が売建玉を上回るときの買建玉と売建玉の差 引数量をいう。以下同じ。)にその日の当該銘 柄の<u>清算価格</u>(第7条に規定する<u>清算価格</u>をい う。以下この条において同じ。)を乗じて得た 額に、当該銘柄の対象有価証券の売買単位(指 定市場開設者が対象有価証券の売買について 権利落の期日を定めた場合において、当該権利 落の期日以降の日における有価証券オプショ ン取引の対象となる有価証券オプションに係 る銘柄であるときは、対象有価証券の売買単位 に指定市場開設者の定める数値を乗じて算出 した数量。以下同じ。)を乗じて算出した額 (b) 国債証券先物オプション取引について は、取引参加者の自己の計算による買超数量に その取引日の当該銘柄の<u>清算価格</u>を乗じて得 た額に、国債証券先物オプション1単位の権利	(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額) 第4条 自己分の取引証拠金所要額は、自己分のSPA N証拠金額から自己分のネット・オプション価値の総 額を差し引いて得た額とする。この場合において、こ れらの用語の意義は、次の各号に定めるところによ る。 (1) (略) (2) 自己分のネット・オプション価値の総額 次のa又はbに掲げる自己分の買オプション価 値の総額から自己分の売オプション価値の総額を 差し引いて得た額をいう。 a 自己分の買オプション価値の総額は、取引参加 者の自己の計算による買建玉が売建玉を上回る オプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の (a) から (c) までは定めるところにより算出 した額の合計額とする。 (a) 有価証券オプション取引については、取 引参加者の自己の計算による買超数量(買建玉 が売建玉を上回るときの買建玉と売建玉の差 引数量をいう。以下同じ。)にその日の当該銘 柄の<u>清算値段</u>(第7条に規定する<u>清算値段</u>をい う。以下この条において同じ。)を乗じて得た 額に、当該銘柄の対象有価証券の売買単位(指 定市場開設者が対象有価証券の売買について 権利落の期日を定めた場合において、当該権利 落の期日以降の日における有価証券オプショ ン取引の対象となる有価証券オプションに係 る銘柄であるときは、対象有価証券の売買単位 に指定市場開設者の定める数値を乗じて算出 した数量。以下同じ。)を乗じて算出した額 (b) 国債証券先物オプション取引について は、取引参加者の自己の計算による買超数量に その取引日の当該銘柄の<u>清算値段</u>を乗じて得 た額に、国債証券先物オプション1単位の権利

2. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則

行使により成立する国債証券先物取引の額面金額の100分の1を乗じて算出した額 (c) 指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による買超数量にその取引日の当該銘柄の<u>清算価格</u>を乗じて得た額に、当該銘柄に係る取引基準額(指数オプション取引において、権利行使に伴い授受する金銭の額を算出するため権利行使価格と現実の指数との差に乘すべき額として指定市場開設者の定める取引基準額又は取引換算額をいう。以下同じ。)を乗じて算出した額 b 自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の(a)から(c)までに定めるところにより算出した額の合計額とする。 (a) 有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による売超数量(売建玉が買建玉を上回るときの売建玉と買建玉の差引数量をいう。以下同じ。)にその日の当該銘柄の<u>清算価格</u>を乗じて得た額に、当該銘柄の対象有価証券の売買単位を乗じて算出した額 (b) 国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による売超数量にその取引日の当該銘柄の<u>清算価格</u>を乗じて得た額に、国債証券先物オプション1単位の権利行使により成立する国債証券先物取引の額面金額の100分の1を乗じて算出した額 (c) 指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による売超数量にその取引日の当該銘柄の<u>清算価格</u>を乗じて得た額に、当該銘柄に係る取引基準額を乗じて算出した額 (オプション取引に係る<u>清算価格</u>) 第7条 当社は、オプション取引の各銘柄について、指定市場開設者が定める当該各銘柄の取引開始日から	行使により成立する国債証券先物取引の額面金額の100分の1を乗じて算出した額 (c) 指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による買超数量にその取引日の当該銘柄の<u>清算値段</u>を乗じて得た額に、当該銘柄に係る取引基準額(指数オプション取引において、権利行使に伴い授受する金銭の額を算出するため権利行使価格と現実の指数との差に乘すべき額として指定市場開設者の定める取引基準額又は取引換算額をいう。以下同じ。)を乗じて算出した額 b 自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の(a)から(c)までに定めるところにより算出した額の合計額とする。 (a) 有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による売超数量(売建玉が買建玉を上回るときの売建玉と買建玉の差引数量をいう。以下同じ。)にその日の当該銘柄の<u>清算値段</u>を乗じて得た額に、当該銘柄の対象有価証券の売買単位を乗じて算出した額 (b) 国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による売超数量にその取引日の当該銘柄の<u>清算値段</u>を乗じて得た額に、国債証券先物オプション1単位の権利行使により成立する国債証券先物取引の額面金額の100分の1を乗じて算出した額 (c) 指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による売超数量にその取引日の当該銘柄の<u>清算値段</u>を乗じて得た額に、当該銘柄に係る取引基準額を乗じて算出した額 (オプション取引に係る<u>清算値段</u>) 第7条 当社は、オプション取引の各銘柄について、指定市場開設者が定める当該各銘柄の取引開始日から
--	--

2. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則

権利行使日（国債証券先物オプション取引にあつては、権利行使期間満了の日）の前日までの間、取引日ごとに（有価証券オプション取引にあつては、毎日）、当社の定めるところにより、<u>清算価格</u>を定める。	権利行使日（国債証券先物オプション取引にあつては、権利行使期間満了の日）の前日までの間、取引日ごとに（有価証券オプション取引にあつては、毎日）、当社の定めるところにより、<u>清算値段</u>を定める。
（緊急取引証拠金の預託）	（緊急取引証拠金の預託）
第21条 清算参加者は、国債証券先物取引又は指数先物取引の相場が次の各号に該当する場合その他当社が必要と認めたときにおいて、自己分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格（前々日における時価に別表第2項に定める率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。）により評価した額の合計額が次条に規定する緊急取引証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、その日の午後4時までに当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。	第21条 清算参加者は、国債証券先物取引又は指数先物取引の相場が次の各号に該当する場合その他当社が必要と認めたときにおいて、自己分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格（前々日における時価に別表第2項に定める率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。）により評価した額の合計額が次条に規定する緊急取引証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、その日の午後4時までに当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。
（1） 国債証券先物取引の相場が午前立会において当社が定める基準を超えて変動した場合	（1） <u>業務方法書の取扱い第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場において、国債証券先物取引又は指数先物取引の相場が午前立会（前日のイブニング・セッション（当該指定市場開設者の定めるイブニング・セッションをいう。）を含む。）において当社が定める基準を超えて変動した場合</u>
（2） 指数先物取引の相場が日中立会において当社が定める基準を超えて変動した場合	（2） <u>業務方法書の取扱い第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場において、指数先物取引の相場が日中立会において当社が定める基準を超えて変動した場合</u>
2・3 （略）	2・3 （略）
（緊急取引証拠金所要額）	（緊急取引証拠金所要額）
第22条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額	第22条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額

2. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則

を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) リスク再計算額

第4条の規定中「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「清算価格」とあるのは「緊急清算価格」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a 次の(a)及び(b)に定める額を合計した額

(a) 国債証券先物取引について、その取引日の夜間立会及び午前立会において行われた自己の計算による取引（当該取引日の午前立会の終了時までに行われたJ-NET取引（指定市場開設者が定めるJ-NET取引をいう。以下同じ。）を含む。以下この(a)において同じ。）、顧客の委託に基づく取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引について、その約定値段（国債証券先物取引に係るMini取引にあつては、約定数値）と緊急清算値段（国債証券先物取引に係るMini取引にあつては、緊急清算数値）との差に相当する額

(b) 指数先物取引について、その取引日の夜間立会及び日中立会のうち午前11時までに行われた自己の計算による指数先物取引（当該

を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) リスク再計算額

第4条の規定中「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「業務方法書の取扱い第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における取引についてはその取引日の終了する日（有価証券オプション取引にあつては、その日）の午前11時35分時点、業務方法書の取扱い第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a 次の(a)及び(b)に定める額を合計した額

(a) 業務方法書の取扱い第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における取引について、その取引日のイブニング・セッションの開始時から当該取引日の終了する日の午前11時35分までに行われた自己の計算による取引、顧客の委託に基づく取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引について、その約定値段（指数先物取引にあつては、約定指数）と緊急清算値段（指数先物取引にあつては、緊急清算指数。以下この号において同じ。）との差に相当する額

(b) 業務方法書の取扱い第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における取引について、その取引日の夜間立会及

2. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則

取引日の午前 11 時までに行われた J-NET 取引を含む。以下この (b) において同じ。)、顧客の委託に基づく指数先物取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数先物取引について、その約定数値と緊急清算数値との差に相当する額

- b 前取引日の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉について、前取引日の清算値段（国債証券先物取引に係る Mini 取引及び指数先物取引にあつては、清算数値）と緊急清算値段（国債証券先物取引に係る Mini 取引及び指数先物取引にあつては、緊急清算数値）との差に相当する額

(3) オプション取引代金相当額

次の a 及び b に定める額を合計した額とする。

- a 国債証券先物オプション取引について、その取引日の夜間立会及び午前立会において行われた自己の計算によるオプション取引（当該取引日の午前立会の終了時までに行われた J-NET 取引を含む。以下この a において同じ。）、顧客の委託に基づくオプション取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づくオプション取引に係る取引代金に相当する額
- b 有価証券オプション取引及び指数オプション取引について、その日の午前立会における午前 11 時まで（指数オプション取引にあつては、その取引日の日中立会における午前 11 時まで）に行われた自己の計算によるオプション取引（当該日又は当該取引日の午前 11 時までに行われた J-NET 取引を含む。以下この b に

び日中立会のうち午前 11 時までに行われた自己の計算による指数先物取引（当社が定める時間までのその取引日に行われた J-NET 取引（当該指定市場開設者が定める J-NET 取引をいう。以下同じ。）を含む。以下この (b) において同じ。）、顧客の委託に基づく指数先物取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数先物取引について、その約定数値と緊急清算値段との差に相当する額

- b 前取引日の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉について、前取引日の清算値段（指数先物取引にあつては、清算指数）と緊急清算値段との差に相当する額

(3) オプション取引代金相当額

次の a 及び b に定める額を合計した額とする。

- a 業務方法書の取扱い第 2 条第 1 号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における、その取引日のイブニング・セッションの開始時から当該取引日の終了する日の午前 11 時 35 分まで（有価証券オプション取引にあつては、その日の午前 11 時 35 分まで）に行われた自己の計算によるオプション取引、顧客の委託に基づくオプション取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づくオプション取引に係る取引代金に相当する額
- b 業務方法書の取扱い第 2 条第 2 号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における、その日の日中立会における午前 11 時まで（指数オプション取引にあつては、その取引日の日中立会における午前 11 時まで）に行われた自己の計算によるオプション取引（当社が定める時間までのその取引日に行われた J-NET

2. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則

において同じ。)、顧客の委託に基づくオプション取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づくオプション取引に係る取引代金に相当する額 (緊急清算値段、<u>緊急清算数値</u>及び<u>緊急清算価格</u>) 第23条 当社は、第21条第1項の規定により取引証拠金を預託させることとした場合は、当社の定めるところにより、<u>緊急清算値段</u>、<u>緊急清算数値</u>及び<u>緊急清算価格</u>を定める。 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年3月24日以後の当社が定める日から施行する。	T取引を含む。以下このbにおいて同じ。)、顧客の委託に基づくオプション取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づくオプション取引に係る取引代金に相当する額 (緊急清算値段及び<u>緊急清算指数</u>) 第23条 当社は、第21条第1項の規定により取引証拠金を預託させることとした場合は、当社の定めるところにより、<u>緊急清算値段</u>及び<u>緊急清算指数</u>を定める。
--	--

3. 業務方法書の取扱い

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(指定市場開設者) 第2条 業務方法書第3条第2項第1号に基づき当社が指定する指定市場開設者は、次の各号に掲げるものとする。 (1) (略) (2) <u>株式会社大阪取引所</u> (3) ～ (7) (略) (清算対象取引) 第3条 業務方法書第3条第2項第1号に定める取引に係る清算対象取引は、次の各号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における当該各号に定める有価証券の売買とする。この場合における用語の意義は、当該各号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする。 (1) 株式会社東京証券取引所 次のaからmまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからmまでに定める取引（立会外分売に係る売買、過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含み、当日決済取引その他売買契約締結の日に決済を行う取引については対当取引に限る。） a ～ m (略) (2) ～ (6) (略) 2 業務方法書第3条第2項第2号に定める取引に係る清算対象取引は、<u>前条第2号</u>に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における<u>次の各号</u>に定める有価証券オプション取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。この場合における用語の意義は、当該指定市場開設者が定めるところによるものとする。 <u>(1) 立会による取引</u>	(指定市場開設者) 第2条 業務方法書第3条第2項第1号に基づき当社が指定する指定市場開設者は、次の各号に掲げるものとする。 (1) (略) (2) <u>株式会社大阪証券取引所</u> (3) ～ (7) (略) (清算対象取引) 第3条 業務方法書第3条第2項第1号に定める取引に係る清算対象取引は、次の各号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における当該各号に定める有価証券の売買とする。この場合における用語の意義は、当該各号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする。 (1) 株式会社東京証券取引所 次のaからmまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからmまでに定める取引（立会外分売に係る売買、<u>ストラテジー取引により成立する売買</u>、過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含み、当日決済取引その他売買契約締結の日に決済を行う取引については対当取引に限る。） a ～ m (略) (2) ～ (6) (略) 2 業務方法書第3条第2項第2号に定める取引に係る清算対象取引は、<u>次の各号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における当該各号に定める有価証券オプション取引又は個別証券オプション取引</u>（過誤訂正のための取引を含む。）とする。この場合における用語の意義は、<u>当該各号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする。</u> <u>(1) 前条第1号に掲げる指定市場開設者</u> <u>a 立会による取引</u> <u>b T o S T N e T取引</u>

3. 業務方法書の取扱い

<u>(2) J－NET取引</u> 3 業務方法書第3条第2項第3号に定める取引に係る清算対象取引は、前条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における次の各号に定める国債証券先物取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。この場合における用語の意義は、当該指定市場開設者が定めるところによるものとする。 (1) (略) (削る)	<u>(2) 前条第2号に掲げる指定市場開設者</u> a <u>立会による取引</u> b <u>J－NET取引</u> 3 業務方法書第3条第2項第3号に定める取引に係る清算対象取引は、前条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における次の各号に定める国債証券先物取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。この場合における用語の意義は、当該指定市場開設者が定めるところによるものとする。 (1) (略) <u>(2) 国債証券先物オプション取引におけるストラ</u>
<u>(2) (略)</u> <u>(3) J－NET取引</u> 4 業務方法書第3条第2項第4号に定める取引に係る清算対象取引は、前条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における次の各号に定める国債証券先物オプション取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。この場合における用語の意義は、当該指定市場開設者が定めるところによるものとする。 (1) (略)	<u>テジー取引により成立する取引</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) T o S T N e T取引</u> 4 業務方法書第3条第2項第4号に定める取引に係る清算対象取引は、前条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における次の各号に定める国債証券先物オプション取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。この場合における用語の意義は、当該指定市場開設者が定めるところによるものとする。 (1) (略)
<u>(2) J－NET取引</u> 5 業務方法書第3条第2項第5号に定める取引に係る清算対象取引は、前条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における次の各号に定める指数先物取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。この場合における用語の意義は、当該指定市場開設者が定めるところによるものとする。 <u>(1) 立会による取引</u>	<u>(2) T o S T N e T取引</u> 5 業務方法書第3条第2項第5号に定める取引に係る清算対象取引は、次の各号に掲げる金融商品市場における当該各号に定める指数先物取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。この場合における用語の意義は、当該各号の指定市場開設者が定めるところによるものとする。 <u>(1) 前条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場</u> a <u>立会による取引</u> b <u>指数オプション取引におけるストラテジー取引により成立する取引</u> c <u>移管取引により成立する取引</u> d <u>T o S T N e T取引</u>

3. 業務方法書の取扱い

<u>(2) 移管取引により成立する取引</u> <u>(3) J－NET取引</u> 6 業務方法書第3条第2項第6号に定める取引に係る清算対象取引は、<u>前条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における次の各号に定める指数オプション取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。この場合における用語の意義は、当該指定市場開設者が定めるところによるものとする。</u> <u>(1) 立会による取引</u> <u>(2) J－NET取引</u> 7～11 （略） （清算基金を日中預託する場合） 第7条の2 業務方法書第17条第1項に規定する当社が定める場合は、<u>現物清算資格に係る取引の相場に連動するものとして当社が定める指数先物取引の当社が定める限月取引について、日中立会の午前11時における直前の約定数値と前取引日の清算数値との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合とする。</u> （削る）	<u>(2) 前条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場</u> <u>a 立会による取引</u> <u>b J－NET取引</u> （新設） 6 業務方法書第3条第2項第6号に定める取引に係る清算対象取引は、<u>次の各号に掲げる金融商品市場における当該各号に定める指数オプション取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。この場合における用語の意義は、当該各号の指定市場開設者が定めるところによるものとする。</u> <u>(1) 前条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場</u> <u>a 立会による取引</u> <u>b T o S T N e T取引</u> <u>(2) 前条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場</u> <u>a 立会による取引</u> <u>b J－NET取引</u> 7～11 （略） （清算基金を日中預託する場合） 第7条の2 業務方法書第17条第1項に規定する当社が定める場合は、<u>次の各号に掲げる場合とする。</u> <u>(1) 第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引のうち、現物清算資格に係る取引の相場に連動するものとして当社が定める指数先物取引の当社が定める限月取引について、午前立会終了時の約定指数と前取引日の清算指数との差が、当社があらかじめ定めた数</u>
---	---

3. 業務方法書の取扱い

(削る)	<u>値を超えた場合</u> <u>(2) 第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市金融商品市場における指数先物取引のうち、現物清算資格に係る取引の相場に連動するものとして当社が定める指数先物取引の当社が定める限月取引について、日中立会の午前11時における直前の約定指数と前取引日の清算指数との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合</u>
(削る)	<u>2 第20条の8第1項第1号の規定は、前項第1号の午前立会終了時の約定指数について準用する。この場合において、第20条の8第1項第1号a中「午後3時15分」とあるのは「午前11時35分」と、「立会」とあるのは「午前立会（前日のイブニング・セッション（指定市場開設者の定めるイブニング・セッションをいう。）を含む。）」と、「当該取引日の終了する日」とあるのは「当該取引日の終了する日の午前立会」と、業務方法書の取扱い別表第2中「当該取引日の終了する日」とあるのは「当該取引日の終了する日の午前立会」と、それぞれ読み替えるものとする。</u>
(報告事項) 第8条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(6) (略) (7) 次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定める事由に該当したとき。 a (略) b 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫 次の(a)から(c)までのいずれかに該当したとき(外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当したとき)。 (a)・(b) (略) (c) 単体又は連結総自己資本比率が4パ	(報告事項) 第8条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(6) (略) (7) 次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定める事由に該当したとき。 a (略) b 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫 次の(a)から(c)までのいずれかに該当したとき(外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当したとき)。 (a)・(b) (略) (c) 単体又は連結総自己資本比率が4パ

3. 業務方法書の取扱い

ーセントを下回ったとき（当該清算参加者が他社清算参加者である場合は、単体又は<u>連結総自己資本比率</u>が8パーセントを下回ったとき）。 c・d （略） （7）の2～（26） （略） 2・3 （略）	ーセントを下回ったとき（当該清算参加者が他社清算参加者である場合は、単体又は<u>連結Tier1比率</u>が8パーセントを下回ったとき）。 c・d （略） （7）の2～（26） （略） 2・3 （略）
（国債証券先物取引の清算値段） 第20条の5 業務方法書第73条の7に規定する当社が定める清算値段は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。 （1） 次のaからcまでに掲げる限月取引については、当該取引日の午後3時2分における国債証券先物取引の約定値段とする。ただし、当該約定値段がない場合には、当該取引日の立会（指定市場開設者の定める立会をいい、<u>夜間立会</u>（指定市場開設者が定める<u>夜間立会</u>をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）における最終値段（ストラテジー取引（指定市場開設者が定めるストラテジー取引をいう。以下同じ。）による約定値段を除く。）とし、当該取引日の立会において約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。）がない場合には、日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値に基づき当社が算出する理論価格とする。 a～c （略） （2） 前号aからcまでに掲げる限月取引以外の限月取引については、中心限月取引の清算値段から、当該取引日の立会における中心限月取引と当該限月取引との間の最終の約定スプレッド値段（<u>カレンダースプレッド</u>（指定市場開設者が定める<u>カレンダースプレッド</u>をいう。）における約定値段をいう。以下同じ。）を減じて得た値段とする。ただし、当	（国債証券先物取引の清算値段） 第20条の5 業務方法書第73条の7に規定する当社が定める清算値段は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。 （1） 次のaからcまでに掲げる限月取引については、当該取引日の午後3時2分における国債証券先物取引の約定値段とする。ただし、当該約定値段がない場合には、当該取引日の立会（指定市場開設者の定める立会をいい、<u>イブニング・セッション</u>（指定市場開設者が定める<u>イブニング・セッション</u>をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）における最終値段（ストラテジー取引（指定市場開設者が定めるストラテジー取引をいう。以下同じ。）による約定値段を除く。）とし、当該取引日の立会において約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。）がない場合には、日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値に基づき当社が算出する理論価格とする。 a～c （略） （2） 前号aからcまでに掲げる限月取引以外の限月取引については、中心限月取引の清算値段から、当該取引日の立会における中心限月取引と当該限月取引との間の最終の約定スプレッド値段（<u>限月間スプレッド取引</u>（指定市場開設者が定める<u>限月間スプレッド取引</u>をいう。）における約定値段をいう。以下同じ。）を減じて得た値段とする。ただし、当

3. 業務方法書の取扱い

該約定スプレッド値段がない場合には、中心限月取引の清算値段から日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値に基づき当社が算出する理論スプレッド値段を減じて得た値段とする。	該約定スプレッド値段がない場合には、中心限月取引の清算値段から日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値に基づき当社が算出する理論スプレッド値段を減じて得た値段とする。
<u>(3) 前2号の規定にかかわらず、当該取引日の立会における約定値段及び理論価格の状況等を勘案して、同2号の規定に基づき清算値段を定めることが適当でないと認める限月取引については、当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、当社が定める数値とする。</u>	(新設)
2 (略)	2 (略)
3 前2項の規定にかかわらず、<u>M i n i取引</u>（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る<u>M i n i取引</u>をいう。）の限月取引の<u>清算数値</u>は、当該指定市場開設者が当該限月取引の<u>最終清算数値</u>（指定市場開設者が定める<u>最終清算数値</u>をいう。）を定める際に用いる<u>L a r g e取引</u>（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る<u>L a r g e取引</u>をいう。）の限月取引の清算値段と<u>同一</u>とする。ただし、当社が適当でないと認める場合には、当社がその都度定める。	3 前2項の規定にかかわらず、<u>ミニ取引</u>（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る<u>ミニ取引</u>をいう。）の限月取引の<u>清算値段</u>は、当該指定市場開設者が当該限月取引の<u>最終清算値段</u>（指定市場開設者が定める<u>最終清算値段</u>をいう。）を定める際に用いる<u>レンジ取引</u>（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る<u>レンジ取引</u>をいう。）の限月取引の清算値段とする。ただし、当社が適当でないと認める場合には、当社がその都度定める。
(指数先物取引の<u>清算数値</u>)	(指数先物取引の<u>清算指数</u>)
第20条の8 業務方法書第73条の21に規定する当社が定める<u>清算数値</u>は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。	第20条の8 業務方法書第73条の21に規定する当社が定める<u>清算指数</u>は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。
(1) 指数先物取引（次号に掲げるものを除く。）	(1) <u>第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引</u>（次号に掲げるものを除く。）
a <u>次のbに掲げるもの以外の指数先物取引</u> <u>当該取引日の指数先物取引の約定数値</u>（ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。）のうち午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該	a <u>次の(a)から(c)までに掲げる限月取引については、当該取引日の午後3時15分における指数先物取引の約定指数とする。ただし、当該約定指数がない場合には、当該取引日の立会における最終の約定指数</u>（ストラテジー取引による約定指数を除く。以下この号において同じ。）とし、

3. 業務方法書の取扱い

最終の約定数値がない場合又は当該取引日の立会における約定数値を清算数値とすることが適当でないと認める場合には、当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値に基づき別表第2に定める方法により算出する当該限月取引に係る理論価格及び当日の日中立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。

b. L a r g e 取引（指定市場開設者が定める L a r g e 取引をいう。）の限月取引と取引最終日を同一とする M i n i 取引（指定市場開設者が定める M i n i 取引をいう。）の限月取引に係る清算数値は、当該 L a r g e 取引の限月取引に係る清算数値と同一とする。

（削る）

（2）配当指数（日経平均・配当指数（株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」という。）が

当該取引日の立会において約定指数がない場合には、当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値に基づき別表第2に定める方法により算出する当該限月取引に係る理論価格とする。

（a）取引対象指数ごとの中心限月取引（次項に規定する「中心限月取引」をいう。以下この項において同じ。）

（b）取引最終日（指定市場開設者が指数先物取引に関し定める取引最終日をいう。以下この項において同じ。）が中心限月取引より先に到来する限月取引

（c）第二限月取引が（a）又は前（b）に掲げる限月取引である場合を除き、直近の限月取引の取引最終日における第二限月取引

b. 前 a の（a）から（c）までに掲げる限月取引以外の限月取引については、中心限月取引の清算指数に、当該取引日の立会における中心限月取引と当該限月取引との間の最終の約定スプレッド値段を加えて得た値段とする。ただし、当該約定スプレッド値段がない場合には、中心限月取引の清算指数に、当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値に基づき別表第2に定める方法により算出する理論スプレッド値段を加えて得た値段とする。

c. a 及び前 b の規定にかかわらず、東証株価指数を対象とする指数先物取引においては、ミニ取引（指定市場開設者が定める東証株価指数を対象とする指数先物取引に係るミニ取引をいう。）の限月取引の清算指数は、当該ミニ取引の限月取引と取引最終日を同一とするラージ取引（指定市場開設者が定める東証株価指数を対象とする指数先物取引に係るラージ取引をいう。）の限月取引の清算指数と同一とする。

（2）第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における日経平均・配当指数（株

3. 業務方法書の取扱い

算出する日経平均・配当指数をいう。)並びにT O P I X配当指数及びT O P I X C o r e 3 0配当指数(株式会社東京証券取引所が算出するT O P I X配当指数及びT O P I X C o r e 3 0配当指数をいう。)。以下同じ。)を対象とする指数先物取引

a 当該取引日の立会において、立会終了前の当社が定める時間以降に約定数値がある限月取引については、当該時間以降の最終の約定数値とし、当該時間以降に約定数値がない限月取引については、当該時間におけるすべての売呼値のうち最も低い値段とすべての買呼値のうち最も高い値段の平均値とする。

b 前aに規定する約定数値がない限月取引及び同aに規定する平均値を算出できない限月取引については、当該取引日の立会における同aに規定する立会終了前の当社が定める時間より前に約定数値がある場合には、当該約定数値のうち最終の約定数値とし、当該取引日の立会において約定数値がない場合には、次の(a)又は(b)に掲げる限月取引の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところによる。

(a) 当社の定める中心限月取引及び直近の限月取引

当該限月取引の前取引日における清算数値とする。

(b) 前(a)に掲げる限月取引以外の限月取引

当該限月取引の前取引日における清算数値に、前(a)の中心限月取引の当該取引日における清算数値から前取引日における清算数値を減じて得た数値を加えて得た数値とする。

c a及び前bの規定にかかわらず、当該取引日の立会における約定数値の状況等を勘案して、同a及びbの規定に基づき清算数値を定めることが

式会社日本経済新聞社が算出する日経平均・配当指数をいう。)並びにT O P I X配当指数及びT O P I X C o r e 3 0配当指数(株式会社東京証券取引所が算出するT O P I X配当指数及びT O P I X C o r e 3 0配当指数をいう。)を対象とする指数先物取引

a 当該取引日の立会において、立会終了前の当社が定める時間以降に約定指数がある限月取引については、当該時間以降の最終の約定指数とし、当該時間以降に約定指数がない限月取引については、当該時間におけるすべての売呼値のうち最も低い値段とすべての買呼値のうち最も高い値段の平均値とする。

b 前aに規定する約定指数がない限月取引及び同aに規定する平均値を算出できない限月取引については、当該取引日の立会における同aに規定する立会終了前の当社が定める時間より前に約定指数がある場合には、当該約定指数のうち最終の約定指数とし、当該取引日の立会において約定指数がない場合には、次の(a)又は(b)に掲げる限月取引の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところによる。

(a) 中心限月取引及び直近の限月取引

当該限月取引の前取引日における清算指数とする。

(b) 前(a)に掲げる限月取引以外の限月取引

当該限月取引の前取引日における清算指数に、中心限月取引の当該取引日における清算指数から前取引日における清算指数を減じて得た数値を加えて得た数値とする。

c a及び前bの規定にかかわらず、取引開始日以後取引が成立したことがない限月取引については、当社がその都度定める。

3. 業務方法書の取扱い

<u>適当でないと認める限月取引及び取引開始日以後取引が成立したことがない限月取引については、当日の立会の呼値の状況等を勘案して、当社が定める数値とする。</u> (削る)	<u>(3) 第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引</u> <u>a 当該取引日の指数先物取引の約定数値(ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。)のうち午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最終の約定数値がない場合には、当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値に基づき別表第3に定める方法により算出する当該限月取引に係る理論価格及び当日の日中立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。</u> <u>b 前aの規定にかかわらず、L a r g e取引(指定市場開設者が定めるL a r g e取引をいう。)の限月取引と取引最終日を同一とするM i n i取引(指定市場開設者が定めるM i n i取引をいう。)の限月取引に係る清算指数は、当該L a r g e取引の限月取引に係る清算指数と同一とする。</u>
(削る)	<u>2 前項第1号aの(a)に規定する中心限月取引は、最も流動性が高いものとして当社が定める限月取引とする。ただし、取引状況等を勘案して、当社が適当でないと認める場合は、この限りでない。</u>
(建玉の移管の申請時限等) 第20条の9 業務方法書第73条の44第2項及び第5項に規定する当社が定める時限は、次の各号に掲げる先物・オプション取引の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>国債証券先物取引、東証株価指数、T O P I X C o r e 3 0、東証銀行業株価指数、東証R E</u>	(建玉の移管の申請時限等) 第20条の9 業務方法書第73条の44第2項及び第5項に規定する当社が定める時限は、次の各号に掲げる先物・オプション取引の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における先物・オプション取引</u>

3. 業務方法書の取扱い

<u>IT指数(株式会社東京証券取引所が算出する東証株価指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数をいう。)及び配当指数を対象とする指数先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引並びに東証株価指数に係る指数オプション取引</u>	
建玉の移管を行おうとする日の前日午後7時まで	建玉の移管を行おうとする日の前日午後7時まで
(2) <u>日経平均(日本経済新聞社が算出する日経平均株価をいう。以下同じ。)、RNP指数(Frank Russell Company及び野村證券株式会社が算出するRussell/Nomura Primeインデックスをいう。)、NYダウ(S&P Dow Jones Indices LLCが算出するDow Jones Industrial Averageをいう。)、CNX Nifty(India Index Services & Products Limitedが算出するCNX Niftyをいう。)</u>及び日経平均VI(日本経済新聞社が算出する日経平均ボラティリティー・インデックスをいう。以下同じ。)<u>を対象とする指数先物取引並びに日経平均に係る指数オプション取引</u>	(2) <u>第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における先物・オプション取引</u>
建玉の移管を行おうとする日の午後2時まで	建玉の移管を行おうとする日の午後2時まで
2 (略)	2 (略)
3 業務方法書第73条の44第2項及び第5項に規定する当社への申請は、取引日の終了時(日経平均VI先物取引及び有価証券オプション取引にあっては、指定市場開設者が定めるJ-NET取引の取引時間終了時とする。)の建玉について行うものとする。	3 業務方法書第73条の44第2項及び第5項に規定する当社への申請は、取引日の終了時(有価証券オプション取引にあっては、指定市場開設者が定める有価証券オプションToSTNet取引の取引時間終了時とし、日経平均VI(株式会社日本経済新聞社が算出する日経平均ボラティリティー・インデックスをいう。)先物取引及び個別証券オプション取引にあっては、指定市場開設者が定めるJ-NET取引の取引時間終了時とする。)の建玉について行うものとする。
4 業務方法書第73条の44第3項に規定する当社が定める時刻は、次の各号に掲げる先物・オプション	4 業務方法書第73条の44第3項に規定する当社が定める時刻は、次の各号に掲げる先物・オプション

3. 業務方法書の取扱い

取引の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>第1項第1号に掲げる先物・オプション取引</u> 午前9時 (2) <u>第1項第2号に掲げる先物・オプション取引</u> 午後3時 (当社が委任する事務) 第22条 当社は、業務方法書第85条第1項の規定に基づき、第2条第2号に掲げる指定市場開設者に対し、当該指定市場開設者が開設する金融商品市場における先物・オプション取引に係る転売、買戻し及び権利行使の申告の受付等に係る事務をそれぞれ委任するものとする。 2 (略) 3 当社は、業務方法書第85条第1項の規定に基づき、第2条第2号に掲げる指定市場開設者に対し、手数料に関する規則第2条の2第2項第4号及び同規則別表第2項に掲げる手数料の<u>うち当社が定めるものの徴収</u>に係る事務を委任するものとする。 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年3月24日以後の当社が定める日から施行する。 (削る)	取引の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における先物・オプション取引</u> 午前9時 (2) <u>第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における先物・オプション取引</u> 午後3時 (当社が委任する事務) 第22条 当社は、業務方法書第85条第1項の規定に基づき、第2条<u>第1号及び第2号</u>に掲げる指定市場開設者に対し、当該指定市場開設者が開設する金融商品市場における先物・オプション取引に係る転売、買戻し及び権利行使の申告の受付等に係る事務をそれぞれ委任するものとする。 2 (略) 3 当社は、業務方法書第85条第1項の規定に基づき、第2条第2号に掲げる指定市場開設者に対し、手数料に関する規則第2条の2第2項第4号及び同規則別表第2項に掲げる手数料の徴収に係る事務を委任するものとする。 <u>別表第2</u> <u>第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開</u>
--	--

	<u>設する金融商品市場における指数先物取引の清算指数に係る理論価格等の算出に関する表</u>
	<u>1. 理論価格</u>
	<u>理論価格＝当該取引日の終了する日における最終</u> <u>の取引対象指数の数値＋理論ベース</u> <u>理論ベース＝当該取引日の終了する日における</u> <u>最終の取引対象指数の数値 ×（短</u> <u>期金利－予想配当利回り）× 当該</u> <u>取引日の終了する日から当該限月</u> <u>取引の終了する日の翌日（休業日に</u> <u>当たるときは、順次繰り下げる。以</u> <u>下同じ。）までの日数／365</u>
	<u>2. 理論スプレッド値段</u>
	<u>理論スプレッド値段＝当該取引日の終了する日に</u> <u>おける最終の取引対象指数</u> <u>の数値×（短期金利－予想配</u> <u>当利回り）×（当該取引日の</u> <u>終了する日から当該限月取</u> <u>引の終了する日の翌日まで</u> <u>の日数－当該取引日の終了</u> <u>する日から直近の限月取引</u> <u>の終了する日の翌日までの</u> <u>日数）／365</u>
	<u>（注）1. 短期金利は、全国銀行協会が当該日の前日</u> <u>に公表する期間3か月の日本円東京銀行間</u> <u>取引金利とする。</u>
	<u>2. 予想配当利回りは、取引対象指数に関連す</u> <u>る予想配当利回り又は予想分配利回りの中</u> <u>から当社が指定するものとする。</u>
	<u>3. 限月取引の終了する日は、指定市場開設者</u> <u>が指数先物取引について定める限月取引の</u> <u>終了する日とする。</u>
	<u>4. 理論価格及び理論スプレッド値段は、指定</u>

3. 業務方法書の取扱い

	<u>市場開設者が定める呼値の単位の整数倍の数値とし、呼値の単位の整数倍の数値に満たない端数を生じた場合は最も近接する当該呼値の単位の整数倍の数値（当該数値が２種類ある場合は、高い方の数値）とする。</u>
別表第2 指数先物取引の<u>清算数値</u>に係る理論価格等の算出に関する表 理論価格＝ $S e^{(r-\delta)t}$ (注) 1. 上式における各記号の意味は、次のとおりとする。 S : 当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数 e : 自然対数の底 δ : 予想配当利回り t : 翌日から当該限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）までの日数／365 r : 当社が指定する金利 2. <u>予想配当利回りは、取引対象指数に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの中から当社が指定するものとする。</u> (削る)	別表第3 第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引の<u>清算指数</u>に係る理論価格等の算出に関する表 理論価格＝ $S e^{(r-\delta)t}$ (注) 1. 上式における各記号の意味は、次のとおりとする。 S : 当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数 e : 自然対数の底 δ : <u>当社が指定する</u>予想配当利回り t : 翌日から当該限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）までの日数／365 r : 当社が指定する金利 2. <u>配当利回りは、日経平均、日経300、業種別指数及びRNP指数の場合は予想配当利回りを、MSCI JAPANの場合は過去の配当実績に基づく配当利回りをを用いるものとする。</u> 3. 理論価格は指定市場開設者が定める呼値の単位の整数倍の数値とし、呼値の単位の整数倍の数値に満たない端数を生じた場合は最も近接する当該呼値の単位の整数倍の数値（当該数値が２種類ある場合は、高い方の数値）とする。

4. 手数料に関する規則

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧													
別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率 1 (略) (削る)	別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率 1 (略) 2 <u>業務方法書の取扱い第3条第2項第2号から第6号までに掲げる取引(同第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における清算対象取引に限る。)</u> に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。													
	<table><tr><th>清算対象取引の区分</th><th>算出の基準</th><th>清算手数料率</th></tr><tr><td>業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引</td><td>取引数量</td><td>当社が当該月に引き受けた債務(注1)について、1取引単位につき 10円 当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、1取引単位につき 10円</td></tr><tr><td rowspan="3">業務方法書第3条第2項第3号に掲げる国債証券先物取引</td><td>国債証券先物取引に係るラージ取引(注2)</td><td>取引数量 当社が当該月に引き受けた債務(注1)並びに当該月に業務方法書第3条第2項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した取引について、1取引単位につき 49円(注3)</td></tr><tr><td>受渡決済数量</td><td>当該月における各限月取引の取引最終日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1取引単位につき 132円</td></tr><tr><td>国債証券先物取引に係るミニ取引(注2)</td><td>取引数量 当社が当該月に引き受けた債務(注1)について、1取引単位につき 5円(注3)</td></tr></table>	清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率	業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注1)について、1取引単位につき 10円 当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、1取引単位につき 10円	業務方法書第3条第2項第3号に掲げる国債証券先物取引	国債証券先物取引に係るラージ取引(注2)	取引数量 当社が当該月に引き受けた債務(注1)並びに当該月に業務方法書第3条第2項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した取引について、1取引単位につき 49円(注3)	受渡決済数量	当該月における各限月取引の取引最終日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1取引単位につき 132円	国債証券先物取引に係るミニ取引(注2)	取引数量 当社が当該月に引き受けた債務(注1)について、1取引単位につき 5円(注3)
清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率												
業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注1)について、1取引単位につき 10円 当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、1取引単位につき 10円												
業務方法書第3条第2項第3号に掲げる国債証券先物取引	国債証券先物取引に係るラージ取引(注2)	取引数量 当社が当該月に引き受けた債務(注1)並びに当該月に業務方法書第3条第2項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した取引について、1取引単位につき 49円(注3)												
	受渡決済数量	当該月における各限月取引の取引最終日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1取引単位につき 132円												
	国債証券先物取引に係るミニ取引(注2)	取引数量 当社が当該月に引き受けた債務(注1)について、1取引単位につき 5円(注3)												

4. 手数料に関する規則

		最終決 済に係 る数量	当該月における最終決済に係る数量 について、1取引単位につき 15円
業務方法書第3条 第2項第4号に掲 げる国債証券先物 オプション取引 (注2)		取引数 量	当社が当該月に引き受けた債務(注 1)について、1取引単位につき 10円 (注3)
		権利行 使及び 権利行 使の割 当てに 係る数 量	当該月に清算参加者が行った権利行 使及び清算参加者が受けた権利行使 の割当てに係る数量について、1取 引単位につき 10円
業務方 法書第 3条第 2項第 5号に 掲げる 指数先 物取引	東証株 価指数 先物取 引にお けるラ ージ取 引、東証 電気機 器株価 指数先 物取引、 東証輸 送用機 器株価 指数先 物取引 及び東 証銀行 業株価 指数先 物取引 (注2)	取引数 量	当社が当該月に引き受けた債務(注 1)について、1取引単位につき 20円 (注3)
		最終決 済に係 る数量	当該月における最終決済に係る数量 について、1取引単位につき 57円
	東証株 価指数 先物取 引にお けるミ ニ取引、 S & P / T O P I X 150 先物取 引、T O P I X C o r e 3 0 先物取 引及び 東証R E I T 指数先 物取引 (注2)	取引数 量	当社が当該月に引き受けた債務(注 1)について、1取引単位につき 2円 (注3)
		最終決 済に係 る数量	当該月における最終決済に係る数量 について、1取引単位につき6円

4. 手数料に関する規則

	日 経 平 均・配 当 指 数 先 物 取 引、 T O P I X 配 当 指 数 先 物 取 引 及 び T O P I X C o r e 3 0 配 当 指 数 先 物 取 引 (注 2)	取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務（注 1）について、1取引単位につき <u>10円</u> (注3)
		最 終 決 済 に 係 る 数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1取引単位につき <u>30円</u>
業務方法書第3条 第2項第6号に掲 げる指数オプショ ン取引		取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務（注 1）について、1取引単位につき <u>10円</u> (注3)
		権 利 行 使 及 び 権 利 行 使 の 割 当 て に 係 る 数 量	当該月に清算参加者が行った権利行 使及び清算参加者が受けた権利行使 の割当てに係る数量について、1取 引単位につき <u>10円</u>
(注1) 指定市場開設者の定めるところによりギブアッ プが成立した場合は、注文執行取引参加者であ る清算参加者（当該注文執行取引参加者が非清 算参加者である場合には、その指定清算参加 者）においては業務方法書第46条の2の規定 により消滅した債務を除き、清算執行取引参加 者である清算参加者（当該清算執行取引参加者 が非清算参加者である場合には、その指定清算 参加者）においては同条の規定により新たに負 担した債務を含む。			
(注2) 用語の意義は指定市場開設者が定めるところに よる。			
(注3) 当該月に終了する取引日におけるイブニング・ セッション（指定市場開設者が定めるイブニン グ・セッションをいう。以下同じ。）において 引き受けた債務を含み、当該月の翌月に終了す る取引日におけるイブニング・セッションにお いて引き受けた債務を除く。			

4. 手数料に関する規則

2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号まで及び第11号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。				3 業務方法書の取扱い第3条第2項第2号、第5号、第6号及び第11号に掲げる取引(同第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における清算対象取引に限る。)に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。			
清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率	清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引(注1)		取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき 10円	業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引	有価証券オプション取引(注1)	取引代金	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、取引代金の 万分の0.5 (注3)
		権利行使及び権利行使の割当てに係る数量	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、1取引単位につき 10円			権利行使及び権利行使の割当てに係る売買代金	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てにより成立するオプション対象証券の売付け又は買付けに係る売買代金の合計額の 万分の0.015
業務方法書第3条第2項第3号に掲げる国債証券先物取引	国債証券先物取引(La rge 取引) (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)並びに当該月に業務方法書第3条第2項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した取引について、1取引単位につき 49円 (注3)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		受渡決済数量	当該月における各限月取引の取引最終日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1取引単位につき 132円			(新設)	(新設)
	国債証券先物取引(Mi ni 取引) (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき 5円 (注3)		(新設)	(新設)	(新設)

4. 手数料に関する規則

		最 終 決 済 に 係 る 数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1取引単位につき 1 5 円			(新設)	(新設)
業務方法書第3条第 2項第4号に掲げる 国債証券先物オプシ ョン取引 (注1)		取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務(注 2)について、1取引単位につき 1 0 円 (注3)	(新設)		(新設)	(新設)
		権 利 行 使 及 び 権 利 行 使 の 割 当 て に 係 る 数 量	当該月に清算参加者が行った権利行 使及び清算参加者が受けた権利行使 の割当てに係る数量について、1取 引単位につき 1 0 円			(新設)	(新設)
業務方法書第3条第 5号に掲げる指数 先物取引	(削 る)	(削る)	(削る)	日 経 3 0 0 先 物取引 (注 1)	取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務(注 2)について、1取引単位につき 4 円 (注3)	
		(削る)	(削る)		最 終 決 済 に 係 る 数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1取引単位につき 2 6 円	
	日 経 平 均 先 物 取 引 (L a r g e 取引) (注 1)	(略)	(略)	業務方法書第3条第 2項第5号に掲げる指数 先物取引	日 経 平 均 先 物 取 引 (L a r g e 取引) (注 1)	(略)	(略)
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	日 経 平 均 先 物 取 引 (M i n i 取 引) (注 1)	(略)	(略)		日 経 平 均 先 物 取 引 (M i n i 取 引) (注 1)	(略)	(略)
		(略)	(略)		(略)	(略)	

4. 手数料に関する規則

東証株 価指数 先物取 引 (L a r g e 取 引) 及 び東証 銀行業 株価指 数先物 取引 (注 1)	取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1 取引単位につき 2 0 円 (注 3)	(新 設)	(新 設)	(新設)
	最 終 決 済 に 係 る 数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1 取引単位につき 5 7 円			(新設)
	取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1 取引単位につき 2 円 (注 3)			(新設)
	最 終 決 済 に 係 る 数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1 取引単位につき 6 円			(新設)
	取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1 取引単位につき 1 6 円 (注 3)			当 社 が 当 該 月 に 引 き 受 け た 債 務 (注 2) に つ い て 、 1 取 引 単 位 に つ き 1 6 円 (注 3)
	最 終 決 済 に 係 る 数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1 取引単位につき 4 5 円			当 該 月 に お け る 最 終 決 済 に 係 る 数 量 に つ い て 、 1 取 引 単 位 に つ き 4 5 円
R N P 指 数 先 物 取 引 (注 1)	取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1 取引単位につき 5 円 (注 3)	R N P 指 数 先 物 取 引 、 業 務 別 指 数 先 物 取 引 及 び M S C I J A P A N 先 物 取 引 (注 1)	取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1 取引単位につき 5 円 (注 3)
	最 終 決 済 に 係 る 数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1 取引単位につき 4 5 円		最 終 決 済 に 係 る 数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1 取引単位につき 4 5 円
N Y ダ ウ 先 物 取 引 及 び C N X N i f t y 先 物 取 引 (注 1)	取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1 取引単位につき 2 0 円 (注 3)	N Y ダ ウ 先 物 取 引 (注 1)	取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1 取引単位につき 2 0 円 (注 3)
	最 終 決 済 に 係 る 数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1 取引単位につき 1 0 0 円		最 終 決 済 に 係 る 数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1 取引単位につき 1 0 0 円
日 経 平 均 V I 先 物 取 引 (注 1)	取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1 取引単位につき 2 0 円 (注 3)	日 経 平 均 V I 先 物 取 引 (注 1)	取 引 数 量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 2) について、1 取引単位につき 2 0 円 (注 3)
	最 終 決 済 に 係 る 数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1 取引単位につき 1 0 0 円		最 終 決 済 に 係 る 数 量	当該月における最終決済に係る数量 について、1 取引単位につき 1 0 0 円

4. 手数料に関する規則

	日経平均・配当指数先物取引、TOPIX配当指数先物取引及びTOPIX core 30配当指数先物取引（注2）	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注2）について、1取引単位につき 10円 （注3）			（新設）	（新設）
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1取引単位につき 30円			（新設）	（新設）
業務方法書第3条第2項第6号に掲げる指数オプション取引	（削る）	（削る）	（削る）	日経300オプション取引（注1）	取引代金	当社が当該月に引き受けた債務（注2）について、取引代金の 万分の0.5 （注3）	
		（削る）	（削る）		権利行使及び権利行使の割当てに係る授受金額	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てにより授受する金額の合計額の 万分の5.5	
	日経平均オプション取引（注1）	（略）	（略）	日経平均オプション取引（注1）	（略）	（略）	
		（略）	（略）		（略）	（略）	
	TOPIXオプション取引（注1）	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注2）について、1取引単位につき 10円 （注3）	（新設）	（新設）	（新設）	
		権利行使及び権利行使の割当てに係る数量	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、1取引単位につき 10円		（新設）	（新設）	
	（削る）	（削る）	（削る）	業種別指数オプション取引（注1）	取引代金	当社が当該月に引き受けた債務（注2）について、取引代金の 万分の0.5 （注3）	
		（削る）	（削る）		権利行使及び権利行使の割当てに係る授受金額	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てにより授受する金額の合計額の 万分の5.5	

4. 手数料に関する規則

業務方法書第3条第2項第11号に掲げる取引所FX取引	対円金融指標及び非対円金融指標に係る取引（注1）	(略)	(略)	業務方法書第3条第2項第11号に掲げる取引所FX取引	対円金融指標及び非対円金融指標に係る取引（注1）	(略)	(略)
(注1)～(注5) (略) 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年3月24日以後の当社が定める日から施行する。				(注1)～(注5) (略)			

5. 清算基金所要額に関する規則

清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
別表 1 清算基金所要額の算出に関する表 1. (略) 2. 国債先物等清算資格に係る清算基金所要額(以下「国債先物等清算基金所要額」という。) 国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからdまでに定めるとおりとする。 国債先物等清算基金所要額 $= \text{期間最大基準 PML 額}_{JGB} \times \text{個社按分基礎 IM 額}_{JGB} / \text{按分基礎 IM 総額}_{JGB} + \text{総受渡決済清算基金基準額}$ a～c (略) d 総受渡決済清算基金基準額とは、<u>L a r g e</u>取引の各限月取引の取引最終日から受渡決済期日の前日までに於いて、銘柄ごとに次に定める計算式により算出される受渡決済清算基金基準額の合計額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次の(a)及び(b)に定めるとおりとする。 受渡決済清算基金基準額 $= \text{当該銘柄の受渡決済建玉数量} \times 1 \text{ 億円} \times \text{当該銘柄の価格変動率}$ (a) 当該銘柄の受渡決済建玉数量とは、<u>L a r g e</u>取引の各銘柄につき、取引最終日を迎えた限月取引における、当該清算参加者の最終売建玉と最終買建玉の差引数量として算出される数値(当該2つの数量のうち大きい方の数値から小さい方の数値を差し引いて得た数値をいう。)をいう。	別表 1 清算基金所要額の算出に関する表 1. (略) 2. 国債先物等清算資格に係る清算基金所要額(以下「国債先物等清算基金所要額」という。) 国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからdまでに定めるとおりとする。 国債先物等清算基金所要額 $= \text{期間最大基準 PML 額}_{JGB} \times \text{個社按分基礎 IM 額}_{JGB} / \text{按分基礎 IM 総額}_{JGB} + \text{総受渡決済清算基金基準額}$ a～c (略) d 総受渡決済清算基金基準額とは、<u>ラージ取引</u>の各限月取引の取引最終日から受渡決済期日の前日までに於いて、銘柄ごとに次に定める計算式により算出される受渡決済清算基金基準額の合計額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次の(a)及び(b)に定めるとおりとする。 受渡決済清算基金基準額 $= \text{当該銘柄の受渡決済建玉数量} \times 1 \text{ 億円} \times \text{当該銘柄の価格変動率}$ (a) 当該銘柄の受渡決済建玉数量とは、<u>ラージ取引</u>の各銘柄につき、取引最終日を迎えた限月取引における、当該清算参加者の最終売建玉と最終買建玉の差引数量として算出される数値(当該2つの数量のうち大きい方の数値から小さい方の数値を差し引いて得た数値をいう。)をいう。

5. 清算基金所要額に関する規則

(b) 当該銘柄の価格変動率とは、<u>L a r g e</u> <u>取引</u>の当該銘柄の清算値段変動率の価格変動 率算定期間における99%カバー最小値をい う。 (注1)・(注2) (略) 3.・4. (略) 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行す る。 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清 算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当 社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生 じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規 定を適用することが適当でないと当社が認める場合 には、平成26年3月24日以後の当社が定める日か ら施行する。	(b) 当該銘柄の価格変動率とは、<u>ラージ取引</u> の当該銘柄の清算値段価格変動率の価格変動 率算定期間における99%カバー最小値をい う。 (注1)・(注2) (略) 3. 4. (略)
---	---

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(オプション取引に係る<u>清算価格</u>) 第2条 取引証拠金規則第7条に規定する<u>清算価格</u>は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、<u>清算価格</u>として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。 (1) <u>有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び東証株価指数(株式会社東京証券取引所が算出する東証株価指数をいう。以下同じ。)</u>に係る<u>指数オプション取引</u>の各銘柄 当社が別表「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値。<u>ただし、当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、理論価格を清算価格として定めることが適当でないと認める銘柄については、当該状況等を勘案して、当社が定める数値とする。</u> (2) <u>日経平均(株式会社日本経済新聞社が算出する日経平均株価をいう。以下同じ。)</u>に係るオプション取引の各銘柄 次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める数値とする。<u>ただし、当該取引日の立会における約定価格及び理論価格の状況等を勘案して、当該a及びbの規定に基づき清算価格を定めることが適当でないと当社が認める場合は当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、当社が定める数値とする。</u> a (略) b 前aに定める約定値段がない場合 当社が別表「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値	(オプション取引に係る<u>清算値段</u>) 第2条 取引証拠金規則第7条に規定する<u>清算値段</u>は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、<u>清算値段</u>として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。 (1) <u>業務方法書の取扱い第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場におけるオプション取引</u>の各銘柄 当社が別表第1「<u>業務方法書の取扱い第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場におけるオプション取引の理論価格算出に関する表</u>」に定める方法により理論価格として算出した数値 (2) <u>業務方法書の取扱い第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場におけるオプション取引</u>の各銘柄 次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める数値とする。 a (略) b 前aに定める約定値段がない場合 当社が別表第2「<u>業務方法書の取扱い第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場におけるオプション取引の理論価格算出に関する表</u>」に定める方法により理論価格として算出した数値

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

(緊急取引証拠金を預託する場合) 第3条 取引証拠金規則第21条第1項に規定する当社が定める基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (削る) (2) 指数先物取引のうち当社が定める限月取引について、午前11時における立会による直前の約定数値と前取引日の<u>清算数値</u>との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合 2 (略) (削る)	(緊急取引証拠金を預託する場合) 第3条 取引証拠金規則第21条第1項に規定する当社が定める基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>業務方法書の取扱い第2条第1号に掲げる指数先物取引のうち当社が定める限月取引について、午前立会終了時の約定指数と前取引日の清算指数との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合</u> (3) <u>業務方法書の取扱い第2条第2号に掲げる指数先物取引のうち当社が定める限月取引について、午前11時における立会による直前の約定数値と前取引日の清算指数との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合</u> 2 (略) 3 <u>業務方法書の取扱い第20条の8第1項の規定は、第1項第2号の午前立会終了時の約定指数について準用する。この場合において、同第20条の8第1項第1号a中「午後3時15分」とあるのは「午前11時35分」と、「立会」とあるのは「午前立会」と、「当該取引日の終了する日」とあるのは「当該取引日の終了する日の午前立会」と、業務方法書の取扱い別表第2中「当該取引日の終了する日」とあるのは「当該取引日の終了する日の午前立会」と読み替えるものとする。</u>
(緊急清算値段、<u>緊急清算数値</u>及び<u>緊急清算価格</u>に関する準用) 第4条 業務方法書の取扱い第20条の5の規定は、取引証拠金規則第23条の規定により国債証券先物取引に係る緊急清算値段を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第20条の5第1項第1号及び第2号中「立会」とあるのは「午前立会」と、同項第1号中「午後3時2分」とある	(緊急清算値段及び<u>緊急清算指数</u>に関する準用) 第4条 業務方法書の取扱い第20条の5の規定は、取引証拠金規則第23条の規定により国債証券先物取引に係る緊急清算値段を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第20条の5第1項第1号及び第2号中「立会」とあるのは「午前立会」と、同項第1号中「午後3時2分」とある

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

のは「午前11時2分」と、同項第2号及び第3項中「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と、第3項中「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と読み替えるものとする。ただし、L a r g e取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るL a r g e取引をいう。以下この項において同じ。）については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該L a r g e取引の限月取引の取引最終日の清算値段を緊急清算値段とし、M i n i取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るM i n i取引をいう。）については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たる場合は順次繰り下げる。以下同じ。）（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。以下同じ。）を定める際に用いるL a r g e取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日まで）においては、当該M i n i取引の限月取引の最終清算数値（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値を定める際に用いるL a r g e取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当社がその都度定める値段）を緊急清算数値とする。

（削る）

のは「午前11時2分」と、同項第2号中「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と読み替えるものとする。ただし、ラージ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るラージ取引をいう。以下この項において同じ。）については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該ラージ取引の限月取引の取引最終日の清算値段を緊急清算値段とし、ミニ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るミニ取引をいう。）については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たる場合は順次繰り下げる。以下同じ。）（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算値段（指定市場開設者が定める最終清算値段をいう。以下同じ。）を定める際に用いるラージ取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日まで）においては、当該ミニ取引の限月取引の最終清算値段（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算値段を定める際に用いるラージ取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当社がその都度定める値段）を緊急清算値段とする。

2 業務方法書の取扱い第20条の8の規定は、取引証拠金規則第23条の規定により業務方法書の取扱い第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る緊急清算指数を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第20条の8第1項第1号及び第2号中「立会」とあるのは「午前立会」と、同項第

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

	1号中「午後3時15分」とあるのは「午前11時35分」と、「当該取引日の終了する日」とあるのは「当該取引日の終了する日の午前立会」と、同項第1号b及びc中「清算指数」とあるのは「緊急清算指数」と、同項第2号bの(b)中「当該取引日における清算指数」とあるのは「当該取引日の午前立会における緊急清算指数」と、業務方法書の取扱い別表第2中「当該取引日の終了する日」とあるのは「当該取引日の終了する日の午前立会」と読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(指定市場開設者が売買を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで有価証券の売買が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日まで)においては、その日の午前立会の最終の取引対象指数に最も近接する指定市場開設者が定める呼値の単位(指定市場開設者が定める東証株価指数を対象とする指数先物取引に係るミニ取引については指定市場開設者が定める東証株価指数を対象とする指数先物取引に係るラージ取引の呼値の単位)の整数倍の数値(当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値)(指定市場開設者が売買を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで有価証券の売買が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該各限月取引の取引最終日の清算指数)を緊急清算指数とする。
2 業務方法書の取扱い第20条の8の規定は、取引証拠金規則第23条の規定により業務方法書の取扱い第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る緊急清算数値を定める場合について準用する。この場合において、同第20条の8第1項第1号中「午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前10時45分から午前11時まで」と、「清	3 業務方法書の取扱い第20条の8の規定は、取引証拠金規則第23条の規定により業務方法書の取扱い第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る緊急清算指数を定める場合について準用する。この場合において、同第20条の8第1項第3号中「午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前10時45分から午前11時まで」と、「当

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前11時」と、同項第2号中「立会終了前」とあるのは「午前11時まで」と、同項第2号c中「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、業務方法書の取扱い別表第2中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算数値算出時の」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場（取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引が停止された場合又は当該取引最終日の終了する日の翌日までにThe Board of Trade of the City of Chicago, Inc. が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウ（S&P Dow Jones Industrial Averageをいう。以下同じ。）を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはNational Stock Exchange of India Limitedが開設する外国金融商品市場において取引されているCNX Nifty（India Index Services & Products Limitedが算出するCNX Niftyをいう。以下同じ。）を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日まで）においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。

（削る）

該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算指数算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前11時」と、「清算指数」とあるのは「緊急清算指数」と、業務方法書の取扱い別表第3中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算指数算出時の」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場（取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引が停止された場合又は当該取引最終日の終了する日の翌日までにThe Board of Trade of the City of Chicago, Inc. が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウ（S&P Dow Jones Industrial Averageをいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算指数を算定していない場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日まで）においては、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める数値を当該限月取引の緊急清算指数とする。

（1）主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引がその立会開始

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

(削る)	<u>時から午前 11 時まで停止された場合において当社が必要と認める場合</u> <u>当社がその都度定める数値</u> <u>(2) 前号以外の場合</u> <u>その日の午前 11 時における直前の取引対象指数 (NYダウを対象とする指数先物取引については、当社がその都度定める数値)</u>
4 第 2 条の規定 (第 1 項第 2 号を除く。) は、取引証拠金規則第 23 条の規定により <u>有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び東証株価指数に係る指数オプション取引に係る緊急清算価格</u> を定める場合について準用する。この場合において、別表の 1. 中「<u>当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段 (指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。)</u>」とあるのは「<u>緊急清算価格算出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段 (指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された直前の気配値段を含む。)</u>」と、別表の 2. 中「<u>清算値段</u>」とあるのは「<u>緊急清算値段</u>」と、別表の 3. 中「<u>当該取引日の終了する日における最終の</u>」とあるのは「<u>緊急清算価格算出時の</u>」と読み替えるものとする。	4 第 2 条の規定は、取引証拠金規則第 23 条の規定により <u>業務方法書の取扱い第 2 条第 1 号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場におけるオプション取引に係る緊急清算値段</u> を定める場合について準用する。この場合において、別表 1. 中「<u>当日</u>」とあるのは「<u>当日の午前立会</u>」と、別表 2. 中「<u>清算値段</u>」とあるのは「<u>緊急清算値段</u>」と、別表 3. 中「<u>当該取引日</u>」とあるのは「<u>当該取引日 (午後立会を除く。)</u>」と読み替えるものとする。
5 第 2 条 (第 1 項第 1 号を除く。) の規定は、取引証拠金規則第 23 条の規定により <u>日経平均に係るオプション取引に係る緊急清算価格</u> を定める場合について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項第 2 号 a 中「<u>午後 3 時から当該指定市場開設者が定める当該オプション取引の日中立会の終了時まで</u>」とあるのは「<u>午前 10 時 45 分から午前 11 時まで</u>」と、別表の 3. 中「<u>当該取引日の終了する日における最終の</u>」とあるのは「<u>緊急清算価格算出時の</u>」と、それぞれ読み替えるものとする。	5 第 2 条 (第 1 項第 1 号を除く。) の規定は、取引証拠金規則第 23 条の規定により <u>業務方法書の取扱い第 2 条第 2 号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場におけるオプション取引に係る緊急清算値段</u> を定める場合について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項第 2 号 a 中「<u>午後 3 時から当該指定市場開設者が定める当該オプション取引の日中立会の終了時まで</u>」とあるのは「<u>午前 10 時 45 分から午前 11 時まで</u>」と、別表第 2 の 1. 中「<u>当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段 (指定市場開設者が</u>

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年3月24日以後の当社が定める日から施行する。 (削る)	<u>指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）」とあるのは「緊急清算値段算出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された直前の気配値段を含む。）」と、同2. 中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算値段算出時の」と、それぞれ読み替えるものとする。</u> る。 <u>別表第1</u> <u>業務方法書の取扱い第2条第1号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場におけるオプション取引の理論価格算出に関する表</u> <u>1. 有価証券オプション取引</u> <u>有価証券プットオプションの理論価格</u> $= -S e^{-\delta t} N(-d_1) + E e^{-rt} N(-d_2)$ <u>有価証券コールオプションの理論価格</u> $= S e^{-\delta t} N(d_1) - E e^{-rt} N(d_2)$ <u>なお、d_1及びd_2は次の式により計算するものと</u>
---	---

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

する。

$$d_1 = \{ \ln (S e^{-\delta t} / E e^{-rt}) + 0.5 \sigma^2 t \} / \sigma \sqrt{t}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

(注) 1. この式における各記号の意味は次のとおり

とする。

e : 自然対数の底

δ : 対象有価証券に関連する予想配当利回り
又は予想分配利回りの中から当社が指定するもの

t : 権利行使日までの日数 / 365

r : 全国銀行協会が当該日の前日に公表する
期間3か月の日本円東京銀行間取引金利

S : 当日の当該銘柄の対象有価証券の最終値
段 (指定市場開設者が定めるところにより
気配表示された最終気配値段を含む。ただし、
当社が必要であると認める場合には、
当社がその都度定める値段とする。)

$N(x)$: 値が x の時の標準正規分布の累積
密度

E : 権利行使価格

$\ln$: 自然対数

σ : 当社が適当と認めるインプライド・ボラ
ティリティ

2. 理論価格は、指定市場開設者の定め
る呼値の単位のうち最小の呼値の単位の
整数倍の数値とし、当該呼値の単位に満た
ない端数を生じた場合は最も近接する当
該呼値の単位の整数倍の数値とする。

2. 国債証券先物オプション取引

国債証券先物プットオプションの理論価格

$$= e^{-rt} [E N(-d_2) - S N(-d_1)]$$

国債証券先物コールオプションの理論価格

$$= e^{-rt} [S N(d_1) - E N(d_2)]$$

なお、 d_1 及び d_2 は次の式により計算するものと
する。

$$d_1 = \ln (S / E) / (\sigma \sqrt{t}) + 0.5 \sigma \sqrt{t}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

(注) 1. この式における各記号の意味は次のとおりとする。

e : 自然対数の底

r : 全国銀行協会が当該取引日の終了する日の前日に公表する期間 3 か月の日本円東京銀行間取引金利

t : 当該取引日の終了する日から権利行使期間満了の日までの日数 / 3 6 5

E : 権利行使価格

$N(x)$: 値が x の時の標準正規分布の累積密度

S : 当該取引日の権利行使対象先物限月取引の清算値段

$\ln$: 自然対数

σ : 当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ

2. 理論価格は、指定市場開設者の定める呼値の単位の整数倍の数値とし、当該呼値の単位に満たない端数を生じた場合は最も近接する当該呼値の単位の整数倍の数値とする。

3. 指数オプション取引

指数プットオプションの理論価格

$$= -S e^{-\delta t} N(-d_1) + E e^{-rt} N(-d_2)$$

指数コールオプションの理論価格

$$= S e^{-\delta t} N(d_1) - E e^{-rt} N(d_2)$$

なお、 d_1 及び d_2 は次の式により計算するものとする。

$$d_1 = \{\ln(S e^{-\delta t} / E e^{-rt}) + 0.5 \sigma^2 t\} / \sigma \sqrt{t}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

(注) 1. この式における各記号の意味は次のとおりとする。

e : 自然対数の底

δ : 取引対象指数に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの中から当社が指定するもの

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

	<u>t</u> : 当該取引日の終了する日から権利行使日までの日数 / 365 <u>r</u> : 全国銀行協会が当該取引日の終了する日の前日に公表する期間 3 か月の日本円東京銀行間取引金利 <u>S</u> : 当該取引日の終了する日における最終の対象指数 (有価証券の売買立会が停止された場合は、当社がその都度定める数値) <u>N (x)</u> : 値が x の時の標準正規分布の累積密度 <u>E</u> : 権利行使価格 <u>ln</u> : 自然対数 <u>σ</u> : 当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ <u>2. 理論価格は、指定市場開設者の定める呼値の単位のうち最小の呼値の単位の整数倍の数値とし、当該呼値の単位に満たない端数を生じた場合は最も近接する当該呼値の単位の整数倍の数値とする。</u>
別表	別表第 2
オプション取引の理論価格算出に関する表	業務方法書の取扱い第 2 条第 2 号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場におけるオプション取引の理論価格算出に関する表
1. 有価証券オプション取引 有価証券プットオプションの理論価格 $= -S' N(-d_1) + K e^{-rT} N(-d_2)$ 有価証券コールオプションの理論価格 $= S' N(d_1) - K e^{-rT} N(d_2)$ なお、S'、d₁ 及び d₂ は次の式により計算するものとする。 $S' = S - \sum_{i=1}^n D_i e^{-r t_i}$ $d_1 = \{ \ln(S'/K) + (r + \sigma^2/2) T \} / \sigma \sqrt{T}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$ (注). この式における各記号の意味は次のとおりとす	1. 有価証券オプション取引 有価証券プットオプションの理論価格 $= -S' N(-d_1) + K e^{-rT} N(-d_2)$ 有価証券コールオプションの理論価格 $= S' N(d_1) - K e^{-rT} N(d_2)$ なお、S'、d₁ 及び d₂ は次の式により計算するものとする。 $S' = S - \sum_{i=1}^n D_i e^{-r t_i}$ $d_1 = \{ \ln(S'/K) + (r + \sigma^2/2) T \} / \sigma \sqrt{T}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$ (注). この式における各記号の意味は次のとおりとす

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

る。 e : 自然対数の底 D_i: オプション対象証券の i 期の予想配当金 T: 翌日から権利行使日までの日数 / 365 t_i: 翌日から D_i の配当落日までの日数 / 365 r : <u>当社が指定する金利</u> S : 当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段 (指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。) $N(x)$: 値が x の時の標準正規分布の累積密度 K : 権利行使価格 $\ln$: 自然対数 σ : 当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ	る。 e : 自然対数の底 D_i: オプション対象証券の i 期の予想配当金 T: 翌日から権利行使日までの日数 / 365 t_i: 翌日から D_i の配当落日までの日数 / 365 r : <u>全国銀行協会が当該日の前日に公表する日本円東京銀行間取引金利で当該限月取引の取引最終日の翌営業日までの日数を勘案した期間の金利</u> S : 当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段 (指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。) $N(x)$: 値が x の時の標準正規分布の累積密度 K : 権利行使価格 $\ln$: 自然対数 σ : 当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ
<u>2. 国債証券先物オプション取引</u> <u>国債証券先物プットオプションの理論価格</u> $= e^{-rT} [E N(-d_2) - S N(-d_1)]$ <u>国債証券先物コールオプションの理論価格</u> $= e^{-rT} [S N(d_1) - E N(d_2)]$ <u>なお、d_1 及び d_2 は次の式により計算するものとする。</u> $d_1 = \frac{\ln(S/E) + (r + \frac{1}{2}\sigma^2)T}{\sigma\sqrt{T}}$ $d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{T}$ <u>(注) 1. この式における各記号の意味は次のとおりとする。</u> <u>e : 自然対数の底</u> <u>r : 当社が指定する金利</u>	(新設)

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

<u>T</u>：翌日から権利行使期間満了の日までの日数／365 <u>E</u>：権利行使価格 <u>N (x)</u>：値が x の時の標準正規分布の累積密度 <u>S</u>：当該取引日の権利行使対象先物限月取引の清算値段 <u>ln</u>：自然対数 <u>σ</u>：当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ	
3. 指数オプション取引 指数プットオプションの理論価格 $= -S e^{-\delta T} N(-d_1) + K e^{-r T} N(-d_2)$ 指数コールオプションの理論価格 $= S e^{-\delta T} N(d_1) - K e^{-r T} N(d_2)$ なお、d₁ 及び d₂ は次の式により計算するものとする。 $d_1 = \{ \ln(S/K) + (r - \delta + \sigma^2/2) T \} / \sigma \sqrt{T}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$ (注)．この式における各記号の意味は次のとおりとする。 e：自然対数の底 δ：対象指数に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの中から当社が指定するもの T：翌日から権利行使日までの日数／365 r：<u>当社が指定する金利</u> S：当該取引日の終了する日における最終の対象指数 N (x)：値が x の時の標準正規分布の累積密度	2. 指数オプション取引 指数プットオプションの理論価格 $= -S e^{-\delta T} N(-d_1) + K e^{-r T} N(-d_2)$ 指数コールオプションの理論価格 $= S e^{-\delta T} N(d_1) - K e^{-r T} N(d_2)$ なお、d₁ 及び d₂ は次の式により計算するものとする。 $d_1 = \{ \ln(S/K) + (r - \delta + \sigma^2/2) T \} / \sigma \sqrt{T}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$ (注)．この式における各記号の意味は次のとおりとする。 e：自然対数の底 δ：対象指数に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの中から当社が指定するもの T：翌日から権利行使日までの日数／365 r：<u>全国銀行協会が当該日の前日に公表する日本円東京銀行間取引金利で当該限月取引の取引最終日の翌営業日までの日数を勘案した期間の金利</u> S：当該取引日の終了する日における最終の対象指数 N (x)：値が x の時の標準正規分布の累積密度

6. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

K：権利行使価格 ln：自然対数 σ ：当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ	K：権利行使価格 ln：自然対数 σ ：当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ
--	--